

競争政策研究センター第1回公開セミナー

2004年11月5日

競争の公平性と公共の福祉

鈴木興太郎

1. はじめに

独禁法と競争政策に対する一般の理解を難しくしている要因のひとつには、競争の《公正性》・《公平性》とか、《公共の利益》・《公共の福祉》など、最も基本的な概念に関する共通の理解が、必ずしも確立されていない事実があるように思われる。この小論では、競争の公平性と公共の利益という2つの概念の理解を深めることを通じて、独禁法と競争政策に関する一般の理解の促進に寄与することを試みたい。以下の考察は、ごく基本的な競争・公平・福祉という概念の説明のレベルに留まるが、こうした基礎的理解を確立することこそ、現在臨時国会に上程されている独禁法の改正案の意義を巡る論争とか、クロネコヤマトによる日本郵政公社に対する差止請求訴訟の根拠など、競争の公平性を保障するための緊急な政策措置の在り方を理性的に検討する前提条件であると私は考えている。このような基礎作業を、個別・具体的な問題が提起されるたびに泥縄式に基礎に立ち返る理論家の悪癖とみるか、具体的事例を契機として将来に備える整備作業と理解するかは、読者のお考えに委ねたい。

2. 競争の公平性とは何か

ゴール近くでマラソン・コースに飛び出して、疲弊した他のランナーをごぼう抜きしてゴールインしても、そのランナーを賞賛するひとは誰もいない。また、バットの芯にコルクを詰めてホームランを連発しても、量産の秘密が暴露されれば偉大な長距離打者としての栄光は脆くも崩壊する。ゲームに勝つためにプレイヤーがとった手段が公平性の理念に悖ることは、だれの目にも明らかだからである。このように、競争ゲームをプレイする過程で明らかに不公平な戦略的行動がとられた場合に一斉に批判の声があがることは、決して稀ではない。しかし、競争ゲームの《公平性》(fairness)ないし《公正性》(justice)とはなにかと正面から問われて、ひと

びとが一致して同意する的確な定義を提案することは、明白に不公正なプレイの例をあげることよりも、はるかに難しい。経済的な競争ゲームの場合でも、競争の公平性ないし公正性を正確に定義することの難しさという点では、この間の事情にまったく変わりはない。

ところで、金子 晃・根岸 哲・佐藤徳太郎監修の『企業とフェアネスー 公正と競争の理論ー』（信山社、2000年）という論文集は、監修者代表が「『公正』概念についてインターデシプリナリーな研究書として初めての業績ではないかと自負する」(p.iv) 書物であって、法哲学者、経済法学者、経済学者、金融論研究者、公取委出身の経済法学者や弁護士など多彩な論者が、公正競争の原理を巡って自由にそれぞれの所説を述べている。特に興味深い点は、それぞれの論者の背景にあるディシプリンの相違を反映して、競争の公平性ないし公正性に関して、非常に幅広い見解のスペクトラムが展開されていることである。そこで、競争の公平性ないし公正性に対する定義のいくつかの例を、この書物からピックアップして紹介することから始めたい。

最初に触れる例は、優れた法哲学者である井上達夫氏が試みた公正競争の定義である。

市場的競争が公正であるとわれわれが信じ得るのは、勝者と敗者の地位が絶えずダイナミックに転変し、誰も永続的な勝利の約束を得られない一方、誰も永続的な敗者の烙印をおされない社会をそれが生み出すときである。この意味での「通時的平等」が「正義としての公正」が含意する公正競争の基本理念であり、それは共時的な結果の平等と異なるだけでなく形式的な機会の平等をも越え、競争資源（とその実効的な活用機会）の分配の公正化を求める。

――井上達夫「公正競争とは何か――法哲学的試論――」p.15。

興味深いことに、この意味の市場競争の公正性は、多くの経済学者が暗黙のうちに抱いてきた市場競争の公正性の歴史的な事実認識と、まさに重なりあっている。最近私が行ったインタビューで、この事実はポール・サミュエルソンによって巧妙に指摘されている。

I would say that the ruling theme among economists since 1750 goes something like this. There is a vague notion, which could not be written up for a classroom examination,

that there is something optimal about laissez-faire pricing. Among the most sophisticated lay people, it is realized that laissez-faire pricing systematically makes some people better off and some other people worse off, and this pattern quickly changes. There is a chivalrous rule of thumb; “Don’t interfere with it.” In the first place, if you do interfere with it, you probably do as much harm as good because of imperfect government. But, more than that, there is the law of large numbers operating. One invention helps A, another invention helps B; by James Bernoulli’s theorem of large numbers, it evens out. Perhaps. The trickle down theory from inequality is bred by the Schumpeterian dynamic process of innovation. The total pie is improved; on the whole and over time, it evenly lifts up everybody. The same tide raises all ships. That is dogmatic faith, but I think it is in the background of intelligent conservatives. John Hicks certainly. His implicit faith is that it will even out upward. In terms of economic history, there is a lot of truth in that faith. This is a kind of common sense ethics, and most people don’t want to go into the complicated questions, I think. I don’t know whether most people should.

--- Paul Samuelson, in Suzumura, K., “An Interview with Paul Samuelson: Welfare Economics, ‘Old’ and ‘New’, and Social Choice Theory,” July 2004.

サミュエルソンが読み解いた常識的な競争信仰を井上流の公正競争の定義と並列してみると、通時的平等を公正競争の基準として競争政策のオペレーショナルな道標として採用することは、非常に難しいのではないかという危惧を覚える。市場競争の通時的不平等性を指摘して、矯正的な競争政策の発動を提言しても、「競争プロセスの通時的平等性は十分な時間の経過を待てば必ず貫徹する」といって、競争プロセスに対する行政的干渉措置を拙速に発動する愚かさをたしなめられるのが落ちであれば、市場競争の公正性の擁護者としての競争政策の機動性は、あっけなく失われることになってしまうからである。

競争の公正性を定義する第2の試みは、中澤敏明「不公正性——成果の中立的評価にもとづく判別——」によって行われている。経済学者である中澤氏は、「独禁法にいう公正性の意味を陽表化することに繋がる模索を念頭において」「成果評価主義をとり、主として行為の結果の方から不公正とは何かを探る」試みを展開した。ここでいう「成果評価のアプローチとは、行為の良し悪しを、結果として伴う利得・損失の集合の良し悪しによって判断する方法」である。この方法に依拠して、中澤氏は「行為にかかわる社会的な公正性・不公正性を次のように仮設的に定義する」ことを提唱したのである。

定義： 存在しない方が良いと社会が合意するような行為を手段として、自己の利益または満足を追求することを、社会的に不公正であるとよぶ。自己の利益ないし満足を追求するときに、それが存在する方が良いと社会が合意するような行為を手段とする場合は、社会的に公正であるとよぶ。

別の言い方をすれば、ある行為を社会が良きものという意味での財 (goods) とみること合意するとき、それは社会的に公正であり、負の財 (bads) であること合意するとき社会的に不公正である、といってもよい。

行為の結果から遡及して行為の正当性を判断する帰結主義的な考え方は、経済学者の習い性になっている。その限りにおいて、この定義が前提する《成果評価主義》それ自体には、経済学者にとって格別に奇異な点はない。だが、社会が《善》と判断するものは《正》であり、《悪》と判断するものは《不正》であるという中澤氏の定義は、ほとんど言葉の言い換えに過ぎないように思われる。このような定義に対して、競争政策の指針としてのオペレーショナルな機能を期待することは、率直に言って難しいように思われる。また、中澤氏の定義と井上氏の定義との間にどのような関連があるのかと問われれば、私には全くわからないと答える他はない。

3 . 競争ゲームの公平性：伝統的な2つの考え方

実のところ、市場における競争ゲームの公平性を定義するためには、2つの伝統的で、それぞれに標準的な考え方が存在しているのである。

第1の考え方は、競争ゲームがプレイされて実現される資源配分が、帰結の公平性を先験的に定義する基準——《帰結道徳律》(outcome morality)——を参照して《公平配分》(fair allocation) であると常に判定される場合には、この競争ゲームは公平なゲームであると定義するアプローチである。これは、帰結の公平性に関する先験的な評価基準から遡及して、競争ゲームの手続き的公平性を認定するという意味で、明らかに《帰結優先》的な考え方である。標準的な経済学は、ほぼ一致してこの帰結優先的なアプローチを採用してきたといっても、決して過言ではない。そして、帰結の公平性に関する先験的な評価基準として広範に使用されてきた基準こそ、《羨望のない状態としての公平性》(fairness-as-no-envy) の基準なのである。

羨望のない状態としての公平性の基準は、実際には2つの部分基準から構成される複合基準である。第1の部分基準は、資源配分の《パレート効率性》(Pareto

efficiency) であって、他の誰かに犠牲を強いることなく、少なくともひとりの経済状態を改善できるという意味で、資源の浪費的な利用がなされていないことを要請するものである。第2の部分基準は、誰も他人の境遇を羨望することはないという意味で、資源が人々を平等に処遇して利用されることを要請する《衡平性》(equity)の基準である。この考え方は、ジョン・ヒックスやヤン・ティンバーゲンによって最初に示唆されて、現代厚生経済学へはダンカン・フォーリー、セルジュ・コルム、ハル・ヴァリアンの研究を通じて流れ込んで、標準的な衡平性の基準としていまや正統派のミクロ経済学のなかに深く根をおろしているものである。

第2の考え方は、競争ゲームを定義する手続き的ルールに注目して、先験的な手続き的公平性の基準を満足するルールによって定義されるゲームを、公平な競争ゲームと認定する《手続き優先》的でないし《非帰結主義》的でないアプローチである。この考え方の要諦は、先験的に公平な手続き的ルールによって、競争ゲームの公平性を帰結との必然的な関係をなんら前提せずに定義する点に求められる。

第1の考え方は、帰結道徳律によって定義される資源配分の公平性を競争メカニズムの手続き的ルールの公平性に反映・継承させる点に特徴をもっている。これに対して、第2の考え方は反映・継承の方向を完全に逆転させて、先験的に公平な手続き的ルールに基づく競争ゲームがプレイされた結果として実現される資源配分は、競争メカニズムの手続き的ルールの公平性を反映・継承して、公平な資源配分と認定できるとする点に特徴をもっている。

平易な言い換えをすれば、ルールが事前的に公平に作られている限り、そのルールが定義する競争ゲームは公平なゲームなのであって、ゲームに参加してプレイしたプレイヤーは、ゲームの結果に事後的にクレームをつけるべきではないという第2の考え方は、非常に分かりやすいことは間違いない。私見によれば、日本の独禁法と競争政策の基底にある競争の公平性の考え方も、基本的にこの手続き優先的な考え方に依拠しているといつて差し支えない。とはいえ、競争ゲームの公平性の問題は、この建て前だけですべて解消できるほど、単純な問題ではないことも事実である。

この点を明らかにするために、独禁法を中心とする競争法のシステムが定義する競争ゲームを考えて、このゲームがプレイされた結果として成立する状況を、公平性の観点から踏み込んで検討してみよう。あらゆるゲームの場合と同じく、競争ゲームのルールもゲームの開始以前にプレイヤーが受け入れて、その遵守を約束

してゲームに参加している。また、あらゆるゲームの場合と同じく、この場合にもルールにしたがう競争が行われる。ゲームがプレイされる。結果として、プレイヤーの間で勝者と敗者が決定されることになる。この段階で、ゲームの公平性を事後的に問題視する2種類の異なる視点があることに注意したい。

第1の視点は、ゲームの開始以前に合意されたルールの遵守——《フェア・プレイの義務》——という視点である。この意味における公平性が維持・遵守されることは、同じプレイヤーの間でゲームが将来も安定的に繰り返されるために必要な条件である。事実、ゲームに勝ったときには勝者の分け前を欣然として持ち帰るが、ゲームに負けたときにはルールの遵守を拒んで償金の支払いに応じないプレイヤーとの間に、安定的な経済ゲームを継続することは——控えめにいっても——非常に困難である。

第2の視点は、ゲームのルールそれ自体がフェアに設計されているかという経済メカニズムの設計者の視点である。ゲームの開始以前にルールに関する合意形成が行われ、その遵守が約束されているにせよ、ルールに関する合意形成プロセスは、しばしば歴史的な制度遺産とか時間的制約、不完全情報などに縛られたもとの進行せざるを得ないため、形成されたルールの不備が事後的に判明する可能性があることは、率直に認めるべきである。したがって、ゲームがプレイされた結果に照らしてルールに対する異議申し立てが起こった場合には、第1のフェア・プレーの義務の視点のみに固執して約束違反を責める頑なな姿勢をとるべきではなく、異議申し立てに至った経緯と、ゲームがプレイされた結果を客観的に解析して、建設的な紛争処理にあたるべきであることは当然である。

この意味において、競争ゲームの公平性に関する手続き優先的なアプローチは、ゲームがプレイされた結果を完全に無視して約束の遵守のみを迫る硬直的なスタンスを意味するものではまったくない。ゲームがプレイされた結果の客観的な分析をフィードバックして、ゲームのルールの設計それ自体の公平性を再検討する素材として活用する作業は、単に手続き優先型の公平性の考え方と完全に整合的であるのみならず、ゲームのルールがフェアに設計されていることを絶えずモニターするという主旨で、その不可欠な構成要素でもあるのである。

この点は重要なので、ゲームがプレイされた結果を不満として、あるプレイヤーからルールの公平性に対する異議申し立てがなされた状況を、さらに詳細に吟味してみたい。いま仮に、このプレイヤーの敗北が彼自身に責任が問われるべき戦略的・戦術的失敗に起因するものであって、他のどのプレイヤーも事前に合意され

たルールを逸脱して、このプレイヤーを搾取する行動をとってはいない場合には、ルールに対する異議申し立ては自己の失敗の責任をゲームの設計方法に転嫁しようとする――それ自体アンフェアな――行為であって、ルールをこのプレイヤーの要求に応じて修正する必要は全くないというべきである。これに対して、このプレイヤーの敗北の原因が、他のプレイヤーのルールを逸脱した行為――例えば、競争法が禁止するカルテル・談合行為――によるものであることが判明した場合には、異議申し立てに対する理性的な対応は、ルールを逸脱して搾取的な行動をとったプレイヤーにペナルティ――談合行為の場合であれば課徴金ないし刑事罰――を課して、ゲームの公平性を回復することである。最後に、このプレイヤーの敗北が、当初のルールに公平性が欠けていたことに起因することが明らかにされた場合には、この事実を教訓としてルールの設計方法を改善して、ゲームをフェア・ゲームとして再設計すべき正当な理由があることになる。

例えば、民営化への移行を視野に収めた日本郵政公社が宅配便事業で採用を意図する戦略に対して、クロネコヤマトのヤマト運輸が提起した差止請求訴訟は、競争ゲームの開始以前に競争の《場》の制度的な不備――例えば、プレイヤーの競争条件の平等性を破壊する、日本郵政公社に対する税制上の優遇措置の存在――を問題視して、同じ競争ゲームに対等なプレイヤーとして参入させることの不公平性を指摘する問題提起であって、競争ゲームのルール設計の公平性を問う民間側からの権利行使であると考えべきである。この問題提起の正当性に関しては裁判所の判断を待つべき段階だが、このような権利行使を競争のフェア・ゲームに対する不満の所在を顕示するシグナルと受け止めて、競争ゲームの事前的公平性を再検討する契機として活用することは、競争政策の執行機関である公正取引委員会――あるいは公正取引委員会に附置された競争政策研究センター――の正当な任務の一部である。

事前的にはフェア・ゲームとして設計された競争ゲームを、事後的にはアンフェア・ゲームに転化させてしまう可能性がある要因としては、競争ゲームのプレイヤーの性格に影響を与える規制改革――官営事業の民営化への移行など――とか、技術フロンティアの変化に起因する自然独占の境界の変更――法的独占事業の自由化など――をはじめとして、様々なものがある。だからこそ、日本の競争法の執行機関である公正取引委員会には、競争ゲームの設計方法的確性を恒常的にチェックしたり、プレイヤーによるルールの遵守をモニターして、フェア・プレイの義務からの逸脱行為を発見して的確に矯正したりする義務が課されているのであ

る。

この義務への応答の一部として、新たな競争ルール設計と競争政策の執行手段の拡充を目指す独禁法の改正が公正取引委員会によって提案されて、まさに現在、臨時国会での検討の俎上に置かれている。今回の改正案の要諦は、カルテル・入札談合に対する課徴金の制裁的機能を明確化して制度として自立させること、課徴金の水準を引き上げてカルテル・入札談合に対する抑止効果を強化すること、公取委に新たに犯則調査権限を賦与して刑事告発のための調査権限の不備を解消すること、行政上の制裁措置としての課徴金制度と刑事上の制裁措置としての刑事罰制度との整合化をはかるために調整規定を導入すること、カルテル・入札談合に参加する企業が公取委に情報提供する誘因を賦与するために制裁減免制度を導入すること、にある。このような改正によって、競争ゲームに対するモニタリングの実効性が改善され、フェア・プレイの義務違反に対するペナルティが強化されて競争ルールを遵守する誘因措置が整備されることを、日本の市場経済機構の健康回復のために期待して止まない。

実のところ、今回の独禁法改正案の背景には、日本の競争政策に厚く覆いかぶさっているマイナスの歴史的遺産を解消するという積年の宿題が潜んでいる。

第1の遺産は、課徴金のぬえ的性格と酷評されるほどに曖昧な現状をもたらした課徴金制度の歴史的生成プロセスである。現行制度は、抑止効果を殆ど期待できない《排除措置命令》以外にはカルテル・入札談合への対抗手段に乏しかった独禁法の不備を是正する目的で、1977年に導入されている。その際に、憲法39条の《二重処罰の禁止規定》との関係から、課徴金は一定の抑止効果を目的としつつも法的には不当利得の剥奪措置に過ぎず、行政的な制裁手段ではないという苦しい説明がなされたことが、この制度の位置付けを不透明・不安定にしたのである。私見によれば、この説明は1991年の独禁法改正によって課徴金が大幅に引き上げられて、その制裁的機能が実質的に強化された段階で、すでに破綻をきたしていたのである。

第2の遺産は、刑事告発制度における公正取引委員会の調査権限の歪んだ位置付けに関わっている。公正取引委員会は、東京高裁への《専属告発権限》という重要な権限を賦与されてはいても、《犯則調査権限》は備えていないという現状にある。また、石油ヤミカルテル事件を契機として、検察当局との事前協議を制度化した告発問題協議会が誕生して、検察側との間で合意を形成できない限り公正取引委員会は刑事罰を適用できないという慣行が作られた。そのため、行政処分の目的

で行なわれる公正取引委員会の調査が、事実上は刑事事件に関する証拠の収集作業にならざるを得ないというのが、公正取引委員会の調査の歪んだ現状なのである。

今回の独禁法改正案は、これらの歴史的遺産を解消して、日本の競争ゲームをフェア・ゲームに接近させる重要な試みの第1歩になっている。この実例のように、歴史的時間軸のなかでの制度改革は、白紙に全く新しい絵を描くような抜本的な設計作業ではなく、累積された歴史的遺産に条件付けを受けつつも、マイナスの遺産は漸進的に解消して、新たな環境のなかで競争のフェア・ゲームの確立を目指して段階的なステップを踏む、小刻みな作業なのである。しかも、競争法は日本の法体系のネットワークの小さな一部に過ぎないために、競争政策の整合化の観点からは望ましい独禁法の改正であっても、上位法の連動的な改正が望めない状況では、絵に書いた餅に終わることになりがちであることも事実である。

競争のフェア・ゲームの設計にまつわるこれらの難問を指摘する理由は、なかなか進まない制度改革の言い訳を用意するためではない。対処すべき難問の性格を十分に理解しなければ、正しい解決に接近するための第1歩すら踏み出せないからに過ぎないのである。

4．公共の福祉とはなにか

独禁法が市場経済秩序の確立と維持に基本的な重要性をもつことを強調する観点から、《経済憲法》(economic constitution) という表現が、しばしば用いられている。国民の自由と権利に関する基本法としての憲法と、自由な経済活動を追求する国民の権利に関する基本法としての独禁法は、確かに平行的に位置付けられるに相応しい側面がなくはない。私がここで注目したい平行関係は、国民の市民的自由と権利あるいは市場競争に参加して競争戦略を自由に選択する権利に対して、憲法も独禁法も形式的に類似した制約を課して、その濫用に歯止めを掛けているという事実である。憲法の場合には、第3章第12条に「国民は〔憲法が保障する自由と権利〕を濫用してはいけないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ」という責任規定を設けることによって、国民の自由と権利が及ぶ範囲に境界線が引かれる仕組みになっている。独禁法の場合には、第1章第2条で《私的独占》と《不当な取引制限》を禁止行為とする際に、その違法性の要件を「公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限すること」と規定することによって、競争戦略の選択の自由は公共の利益を侵害しない限りで認められ

る権利であることを明示しているのである。

このように、国民の市民的権利と経済的権利の基本法が、《公共の福祉》ないし《公共の利益》という共通の制約条件を用いて権利の適用範囲に境界線を引いていることは、注目に値するというべきではあるまいか。それとともに指摘しておくべき重要なこととして、《公共の福祉》ないし《公共の利益》という枢要な概念をどう理解すべきかという点は、憲法および独禁法の成立――いずれも1947年に施行されている――以来、しばしば論争の焦点となってきた、現在でも共通の理解が広範に確立されているとは言い難いという事実がある。

憲法はさておくとして、独禁法で用いられている《公共の利益》という概念についていえば、独禁法の標準的な教科書は3つの考え方があるとしている。第1の考え方によれば、公共の利益とは《国民経済全体の利益》のことに他ならない。この考え方によれば、自由な競争それ自体がもつ価値は、他の社会的価値と比較衡量されるべきひとつの価値であるに過ぎないことになる。第2の考え方によれば、公共の利益とは、競争の維持それ自体を意味している。この考え方によれば、競争政策に関する決定を行うに際しては、競争の維持それ自体がもつ価値を、他の社会的価値と比較衡量する余地はまったくないことになる。第3の考え方によれば、公共の利益という価値は、競争の維持それ自体を直接には指しつつも、最終的には一般消費者の利益保護、国民経済の民主的で健全な発展など、他の社会的価値と勘案されるべき価値のひとつである。この考え方は、第1の考え方と第2の考え方の間に居心地悪く立ちすくむ折衷的な立場であって、競争政策の道標を求める人々には、いささか迷惑なまでに中途半端な考え方だという他はない。

独禁法のなかでこれほど中枢に位置する概念に、これほど解釈上の曖昧さが残されていることは驚嘆に値するが、私見によれば、第1の考え方以外には整合的に維持可能な立場はあり得ないと思われる。とはいえ、この考え方そのものにも、全く問題がないわけではない。この考え方は、《公共の利益》という概念の中身を分析したものというよりは、これを《国民経済全体の利益》という別の概念で置き換えたに過ぎないからである。競争それ自体の価値と比較衡量されるべき他の社会的価値をさらに明示して、《国民経済全体の利益》という鞆用語の中身をさらに論理的に詰めない限り、競争政策を巡る議論は実質的に一步も前進していないといわざるを得ないのである。そこで、《公共の利益》を《国民経済全体の利益》と言い換えた地点には留まらず、さらに《国民経済全体の利益》に実体的でオペレーショナルな表現を与えようとすれば、どのような分析が必要とされることになるかにつ

いて考えてみることにしたい。

要求されている分析は、国民経済全体の利益に関するものであって、個々の国民の利益に関するものではない。とはいえ、個々の国民の利益とは無関係に国民経済全体の利益を云々するのは、民主主義国家における競争政策の基礎としては相応しくない。そこで問題は、自ずから2つの部分に分かれることになる。第1の問題は、ある経済メカニズム—例えば、競争的な市場メカニズム—が個々の国民にもたらす福祉をどのように捉えて、オペレーショナルに表現する手段をどのようにして発見するかという問題である。これを《公共の福祉の情動的基礎》を形成する問題と名付けることにしたい。

第2の問題は、第1の問題が解決された場合にその情動的基礎に立って、国民経済全体の福祉—《公共の福祉》—をどのようにして形成するかという問題である。これを《公共の福祉を構成する集計メカニズム》の設計の問題と名付けることにしたい。

議論を具体的にするために、公共の福祉に関する具体的分析の例を挙げておこう。明らかに、歴史的に最も有名な例は、ジェレミー・ベンサム《功利主義》(utilitarianism)である。功利主義の場合には、公共の福祉の情動的基礎は個々の人々の効用で与えられ、公共の福祉を構成する集計メカニズムは、個々の人々の効用の社会的総和によって与えられている。

公共の福祉の情動的基礎に関しては功利主義と軌を一にするが、公共の福祉を構成する集計メカニズムに関しては功利主義と袂を分かち、最低の効用を受け取るという意味で最も不遇なひとの状態を最大限に改善するという集計メカニズムを採用するのが、ジョン・ロールズの『正義の理論』の厚生哲学である。

ベンサムとロールズの例は、公共の福祉を構成する集計メカニズムに関する限り対照的な厚生哲学—最大多数の最大幸福 versus 格差原理—を体現しているとはいえ、公共の福祉の情動的基礎に関しては基本的に同じ系列の考え方—《厚生主義》(welfarism)—に依拠している。これに対して、アマルティア・センに代表される最近の厚生哲学者・厚生経済学者たちは、厚生主義の拘束衣を脱ぎ捨てて、公共の福祉の情動的基礎として個々の人々の効用以外の情報を援用したり、経済メカニズムの手続き的特質や選択の機会それ自体の価値など、帰結から遡って手続きの価値を評価する従来のアプローチとは対極的なアプローチを採択したりして、公共の福祉に関する分析を豊かにする新たな貢献を生み出しつつある。

規範的経済分析に現在発生しているこの大きな地殻変動が、独禁法で用いら

れている公共の利益という概念の再構成を經由して、競争政策のデザインにどのような影響をもつことになるかは、現在のところでは未だ見通し難い状況にある。それにも関わらず、現在ではまだ遠い雷鳴によってしか察知できないこの変動を少しでも予告できたとすれば、この小論はその目的の大半を達成できたことになる。

参照文献

- Aghion, P. and M. Schankerman (2004): "On the Welfare Effects and Political Economy of Competition-enhancing Policies," *Economic Journal*, Vol.114, pp.800-824.
- Demsetz, H. (1982): *Economic, Legal, and Political Dimensions of Competition*, Amsterdam: North-Holland.
- Hayek, F. A. (1978): "Competition as a Discovery Procedure," in his *New Studies in Philosophy, Politics, Economics and the History of Ideas*, London: Routledge & Kegan Paul, pp.179-190.
- 金子 晃・根岸 哲・佐藤徳太郎監修 (2000): 『企業とフェアネスー公正と競争の理論ー』信山社、2000年。
- 川濱 昇・瀬領真悟・泉水文雄・和久井理子 (2003): 『ベーシック経済法：独占禁止法入門』、有斐閣。
- Sen, A. K. (1985): *Commodities and Capabilities*, Amsterdam: North-Holland (鈴村興太郎 訳、『福祉の経済学ー財と潜在能力ー』岩波書店、1988年)。
- Stiglitz, J. E. (1992): "The Meanings of Competition in Economic Analysis," *Rivista Internazionale di Scienze sociali*, Vol.2, 1992, pp.191-212.
- 鈴村興太郎 (1993): 「競争・規制・自由」伊丹敬之・加護野忠男・伊藤元重編 『企業と市場』 [リーディングス【日本の企業システム】第4巻] 有斐閣、pp.122-145。
- Suzumura, K. (1995): *Competition, Commitment, and Welfare*, Oxford: Clarendon Press.
- 鈴村興太郎 (1998): 「貿易政策・措置の《公平性》と GATT/WTO 整合性」『貿易と関税』 pp.78-88。
- 鈴村興太郎 (2000): 「厚生主義的帰結主義・選択の内在的価値・手続き的衡平性」岡田 章・神谷和也・黒田昌裕・伴 金美(編)『現代経済学の潮流』東洋経済新報社、pp.3-42。
- 鈴村興太郎 (2002): 「社会的選択の観点からみた【公】【私】問題」佐々木毅・金泰昌編 『経済からみた公私問題』 (シリーズ『公共哲学』第6巻) 東京大学出版会、pp.35-71。
- 鈴村興太郎 (2004a): 「競争の機能の評価と競争政策の設計ージョン・リチャード・ヒックスの非厚生主義宣言ー」『早稲田政治経済学雑誌』第356号、pp.16-26。

- 鈴木興太郎 (2004b): 「競争、厚生そして競争政策」、『公正取引』、No.640, pp.2-6。
- Suzumura, K. (2004c): “An Interview with Paul A. Samuelson: Welfare Economics, ‘Old’ and ‘New’, and Social Choice Theory,” forthcoming in *Social Choice and Welfare*.
- Suzumura, K. (2004d): “Welfarism, Individual Rights, and Procedural Fairness,” forthcoming in Arrow, K. J., Sen, A. K., and K. Suzumura, eds., *Handbook of Social Choice and Welfare*, Vol.II, Amsterdam: Elsevier.
- Vickers, J. (1995): “Concepts of Competition,” *Oxford Economic Papers*, Vol.47, pp.1-23.

